

# 2017年9月定例会 本会議質問と当局答弁

2017年9月8日(金)

◎大石正信議員 議案質疑(60分)

- 平和施策としての核兵器禁止条約への対応について
- 豪雨災害対策について
  - (1)本市の災害時の情報提供の改善について
  - (2)人口規模に応じた避難所を増設を
- 「行財政改革」について
  - (1)国民健康保険窓口の民間委託について
  - (2)火葬業務の民間委託について
- 地方自治法一部改正に伴う対応について
- 市立病院の独立行政法人化問題について



大石正信議員への答弁

- 市長（核兵器禁止条約への対応について）  
（公権力行使を含む窓口業務の外部委託について）
- 危機管理官（防災情報北九州の改善について）  
（避難所の配置について）
- 保健福祉局長（国保年金課窓口業務の民間委託について）  
（窓口民間委託は個人情報漏えいについて）（火葬業務の民間委託問題について）
- 病院局長（独法化後の職員の労働条件について）

<第2質問以下>

- 市長（長崎アピールで核兵器禁止条約批准を各国に求めることについて市長の認識）
- 保健福祉局長（国保窓口の民営化について。そもそも職員の増員が必要）
- 保健福祉局長（窓口を民間委託すれば、繁忙期にも対応できるとした、その理由は）
- 保健福祉局長（市として窓口業務をどう認識しているか）
- 保健福祉局長（火葬業務の民間委託は、正規職員の削減が目的か？）
- 総務局長（公権力を伴う市役所業務の民間委託はやるべきではない）
- 病院局長（市立病院独法化について）
- 病院局長（病院の独法化と赤字について）
- 病院局長（独法化後も職員の賃金水準が維持される担保はあるのか）

以上

# 2017年9月定例会 本会議質問と当局答弁

2017年9月8日(金)

## ◎大石正信議員 議案質疑(60分)

私は、日本共産党市会議員団を代表して、議案質疑を行います。

### 1) 平和施策としての核兵器禁止条約への対応について

まず、本市の平和事業についてお尋ねします。本市は、平成22年に「非核平和都市宣言」を実施して以降、これを契機に、毎年の長崎への市民派遣、長崎市が開催する青少年ピースフォーラムへの参加に加え、平成28年度には、平和の願いが込められた「嘉代子桜・親子桜」の植樹を、市立小中学校の全校で終えるなど、平和へのとりくみを進めています。特に、私自身24年間にわたり運動してきた(仮称)平和資料館建設事業が大きく進展していることは大きな喜びです。

さて、今年7月7日、国連で人類历史上初めて核兵器を違法化とする核兵器禁止条約が国連加盟国の6割を超える122の国の賛成で採択されました。これは、国民の世論と運動、とりわけ被爆者の長年積み上げてきた努力がようやく形になったものであり、条約は開発・実験・保有から使用とその威嚇まで核兵器に関するあらゆる活動を違法としました。

広島と長崎の被爆者との懇談会で、被爆者から安倍首相に対して、核兵器禁止条約を批准し、唯一の被爆国としての責任を果たすように強く求めましたが、広島でも長崎でも首相は歴史的な条約について一言も触れませんでした。安倍首相はこの批判にまともに応えられず、「核兵器国と非核兵器国の双方に働きかけ、核兵器のない世界のために国際社会を主導する」と主張しましたが、日本政府は核保有国と非核保有国の「橋渡し役」どころか、条約の交渉会議への参加すら拒み、米国の「核の傘」から一歩も抜け出せていません。そこで質問します。

◆今年8月7日から開催され、市長も出席した第9回平和首長会議総会では、条約の早期発効のために「全加盟都市から自国の政府に働きかけていく」ことを確認しました。準被爆都市の市長として、核兵器禁止条約に対する態度が問われています。核兵器廃絶に向けた条約の批准を政府に強く要請すべきです。見解を伺います。①

### 2) 豪雨災害対策について

次に、豪雨災害について質問します。平成28年度は、近年の豪雨災害や河川氾濫を想定した住民参加の訓練を実施し、各区の住民参加の防災訓練、避難所体験・運営訓練で1千116万円を支出しています。ところが、近年の豪雨災害は、日本中どこでも記録的な大雨が起り得ます。これまでの想定を超えた豪雨災害について、対策を見直す時期が来ています。実際に、平成29年7月九州北部豪雨では、1時間に100ミリ前後の雨が何時間も続き大きな被害に遭遇しました。本市では、八幡西区で7日午前6時半までの3時間雨量が138・5ミリを観測するなど、アンダーパスの冠水や石垣が崩れるなど被害が相次ぎました。河川氾濫や土砂災

害の恐れから市内の2万2549世帯、4万9404人に避難指示（緊急）を発令するなど、本市でも異例の対応を迫られましたが、今回の九州北部豪雨災害を教訓に防災対策を見直すべきです。そこで2点質問します。

◆第1に、本市の災害時の情報提供の改善についてです。市民はテレビやインターネットで、川の氾濫、土砂災害、道路寸断状況の情報をもとにして、避難する時期や避難経路などを検討しています。福岡市の災害情報は雨量、河川の水位、気象情報が分かりやすく掲載されています。ところが、本市のホームページである「防災情報 北九州」は、分かりにくい上にスマートフォン対応になっていません。ホームページや防災メールで地域ごとの降水量や道路の寸断箇所、がけ崩れ場所など詳細でリアルタイムな災害時の情報提供を行うよう改善すべきです。答弁を求めます。②

◆第2に、本市の避難所設置基準では、避難所の設置について「想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案する」とされていますが、人口規模や距離についての規定はありません。私のもとに、高齢者や障害者から「自宅から避難所まで遠くて歩いて行けない」などの声が届いています。しかも、現在の避難所は、市民センター、小中学校の体育館などになっており、収容人数に限界があります。適切な距離での避難所設置の見直しや民間施設の協力を得るなど、人口規模に応じた避難所を増設すべきです。答弁を求めます。③

### 3)「行財政改革」について

次に、「行革」に関連して3点質問します。まず、国民健康保険の窓口の民間委託について伺います。平成28年度の行財政改革の取り組みでは、人口1万人当たり職員数70人台をめざすとともに、職員給与の適正化では持ち家に係る住居手当の廃止、技能労務職の給与水準の見直し、特殊勤務手当の見直しを進めてきました。また、外部委託に関しては、一般ごみ収集運搬業務の委託比率8割から9割への拡大、学校給食調理業務では、直営28校のうち8校の民間委託を強行してきました。

#### ① 国民健康保険窓口の民間委託について

そして、今度は区役所窓口業務で国保年金課業務の見直しを行い、大規模区の小倉北・南区・八幡西区の国保年金業務の民間委託を検証するために、今年10月から人材派遣を活用したモデル事業を行うとしています。

この事業の目的は、第1に、民間活力の導入で業務の繁閑に応じ従事者を増減すること。第2に、定例的な業務委託で保険料収納対策を強化すること。第3に、窓口業務を切り離すことにより時間外勤務を削減すること、としています。そこで2点質問します。

◆第1に、国民健康保険の職場では「自治体職員にとって窓口は大事な仕事であり、住民と直接接し、必要な手続きを勉強して一人前になる」「部分的に業務を切り離せば住民にとって大きな損失になる」と批判の声が出ています。

そもそも窓口業務は、住民相談、申請の受付、申請に対する処理、保険証の引き渡しまで、一連の業務が一体不可分な関係です。窓口業務を、自治体職員が直接行う業務から切り離せば、住民と自治体職員が直接に接する場がなくなり、自治体職員の専門性やノウハウも失われることとなります。窓口の民間委託はやめ、全体の奉仕者としての公務員を配置すべきです。答弁

を求めます。④

◆第2に、国保の窓口は、所得・職歴・病歴などを見ることができ、複雑な判断を行う国民健康保険の窓口における民間委託は個人情報漏えいの危険性があります。当局は、「業者に契約書で守らせる」「データを持ち出さない対策をする」と言っていますが、市民の大切な個人情報が集まる業務への民間委託は個人情報漏洩の恐れがあり守秘義務を担保できるものはどこにもありません。答弁を求めます。⑤

## ② 火葬業務の民間委託について

第2に、火葬業務の民間委託について質問します。平成28年度「行革」の火葬業務の見直しでは、直営で行っていた火葬業務を「経費削減」を理由に平成30年4月に民間委託化するとしています。民間委託では、「個人情報の漏えい」「火葬業務を担える業者は固定化される」「市民サービスの低下」等の問題が懸念されます。

北九州市の火葬料金は、市内に住んでいる人が1万5000円、10歳未満は7500円、死産児3700円です。全国的には無料としている政令市が約2割を占めるなど火葬場は営利事業でないことを示しています。しかも、民間委託を受注している業者の多くは、火葬炉メーカーなど、限られた業種の業者であり、そこに競争の原理が働くはずもありません。火葬業務そのものに「効率化」を持ち込むべきではありません。そこで質問します。

◆職員団体との交渉では「民間業者は収骨の説明がきちんとされるのか」「今後、全面委託されれば、独立採算制が強いられるなど料金値上げで市民サービスが後退するのではないか」「病気や体の大きさの状態で火力の調節を行っており、長年培ってきた市の技術が民間業者で継続できるのか」など不安の声が出ています。

火葬業務を担う職員には高い専門性が必要です。専門性を育成、維持、継承するためには、安定した賃金・労働条件を保障する公務員が必要です。行政が率先して低賃金で不安定な雇用を生み出しているのか疑問です。人件費削減を目的にした、民間委託はやめるべきです。答弁を求めます。⑥

## ③ 地方自治法一部改正に伴う対応について

第3に、地方自治法等の一部改正にともなう対応について伺います。国民健康保険の窓口の民間委託や火葬業務の民間委託は、経費削減として、市職員の削減を最大の目的にしています。本来、職場の多忙化や産休や育児休業は、正規職員を配置して対応すべき問題です。しかし、正規職員を配置せずに、民間委託で対応するならば、市役所の窓口を含むすべての職場で民間委託が導入されることになり、公の責任放棄につながるものです。

また、今回は、公権力行使を伴う業務は委託しないとしています。しかし、今年6月、地方自治法等の一部が改正され、審査や意思決定など公権力の行使を含む自治体窓口業務を地方独立行政法人に外部委託できるようになりました。窓口業務を地方独立行政法人に委託すれば、自治体の空洞化・変質につながるものであり、実施すべきではありません。見解を伺います⑦

## 4) 市立病院の独立行政法人化問題について

最後に、市立病院の独立行政法人化について質問します。平成28年度決算では単年度実質

収支は、3億3992万円の赤字決算で、2年連続赤字決算が続いています。市は、国の「新公立病院改革ガイドライン」を受け、「新公立病院改革プラン」を策定するために、「市立病院のあり方検討会議」を立ち上げ検討を行い、平成31年4月の独立行政法人化に向けて準備を進めています。当局は、「白紙から議論」と言いますが、政府の公立病院などの統合、廃止、縮小の方針に沿うように動いていることは明らかです。

本市は、国のガイドラインの報告を受ける以前の昭和42年公営企業法の全部適用、昭和48年、第二松寿園の廃止、平成4年伝染病院の朝日が丘病院の廃止、平成14年戸畑病院の民間売却、平成21年門司病院の指定管理者制度、平成23年若松病院の産業医科大病院への売却など「公立病院を残してほしい」との市民の反対の声を聞かず、公的病院を廃止するなど全国に先駆けて民間売却を強行してきました。

公的医療機関は、民間病院にはできない不採算医療部門の救命救急、小児周産期、感染症医療など重要な部門を担っています。自治体病院は地域に密着しており、住民が健康で安心して暮らし住み続けられるまちづくりにとって欠かせないものです。当局は、「市立病院の経営改革は待たなし」と言いますが自治体病院の経営難の大きな原因は、国が社会保障予算を毎年数千億円の削減を強行してきたことです。さらに、自治体病院に対する地方交付税の財源措置が大幅に切り下がられたことが病院の経営の悪化を加速化させています。

医療センターと八幡病院の独法化について2点質問します。

◆第1に、議会の関与が大幅に後退、空洞化する可能性があります。昨年6月、私の質問に対して病院局長は「議会の議決を経て中期目標や法人が策定する中期計画に明記される。政策医療の実施は毎年度の評価委員会で評価される」と答弁しました。つまり、独立行政法人化されれば、議会での予算、決算の議決が不要となり、数年単位の中期目標、中期計画の策定にかかわるだけで、議会のチェック機能が果たせなくなり、患者や住民、働く職員の意見を反映しない運営になる可能性が懸念されます。議会の関与の後退は、市民のための病院としての役割・責任が大きく後退することにつながると考えます。答弁を求めます。⑧

◆第2に、市立病院の職員は、公務員の身分が非公務員型の身分に変わり、経営効率が最優先され、賃金、労働条件の悪化、医療内容の質と患者サービスの低下、安全性確保が後退させる可能性があります。

市立病院で働く職員は公務員としての賃金・労働条件の水準があるからこそ長く働き続けることができます。しかし、病院局の調査でも市立病院より国立病院機構や市内民間病院は給与水準が約5万円も低くなっており、独法化になれば賃金労働条件が後退し、大量の退職者も予想されます。独法化で、市立病院で働いている職員が現在の賃金・労働条件より後退しないという保障がありますか。答弁を求めます。⑨

以上で私の第一質問を終わります。

大石正信議員への答弁

■市長

(核兵器禁止条約への対応について)

核兵器廃絶に向けた取組として、平和に対する本市の基本的な姿勢を示す北九州市非核平和都市宣言を、平成21年12月、市議会の全会一致で決議いただいた。その決議を重く受け止

め本市としても同宣言を平成22年2月10日に行い、3月には核兵器廃絶に向けて関係都市と連携を図る平和市長会議へも加盟したところだ。

本市ではこの非核平和都市宣言を契機として、かよこ桜、親子桜の市立小中学校などへの植樹や、長崎市が開催する青少年ピースフォーラムで本市小・中・高校生の派遣を行ってきた。また親子で平和を守るきっかけづくりとなる長崎市平和派遣事業や、後世に語り継ぐ北九州市民の体験などの発行を行ってきたところだ。

核兵器禁止条約についてだ。政府の見解は、核兵器保有国と非保有国の対立を一層深めてしまうのではないかと、また核兵器保有国と非保有国がともに参画する枠組みをしっかりと追及していくことがあるべき姿であること、こうした理由によって政府は条約の署名を行わない意向を示している。

本市としては、引き続き情勢を注視していきたいと考えている。現時点で、政府に対し条約への参加を求めることは考えていない。

今後も一つ一つの事業を着実に実施し、多くの方々に核兵器や戦争の悲惨さを伝え、平和の尊さについて次の世代を担う若者に継承し、核兵器のない、戦争のない平和な社会を築き、市民とともにかけがえのない平和を求め続けたいと思っている。

#### （公権力行使を含む窓口業務の外部委託について）

本市では平成25年度に策定した北九州市行財政改革大綱に基づき、毎年度推進計画を定め、行財政改革を進めている。この大綱においては、民間できることは民間にゆだねるという基本的な考え方のもとで、市が直接実施する必要がある行政サービスか否かを、サービス水準やコストなどの視点から十分検討し、民営化、民間委託の手法などの方法により民間活力導入を進めていく方針を示している。

この方針のもとでこれまでも、一般ごみ収集運搬業務、学校給食調理業務などの定型的な業務としてすでにまとまりのある業務や、年末調整、臨時職員・嘱託員の賃金支払いなどの集約可能な業務について、民間委託等を進めてきた。

平成28年度の行財政改革の取り組み結果においても、約4億6000万円の効果をあげている。またコスト面の効果だけではなく、指定管理者制度を導入することで施設の開館時間の延長、新規企画事業の実施などにより、利便性の向上が図られた結果、利用者が大幅に増加する施設も出てきている。

ご指摘の地方自治法等の一部を改正する法律は、昨年6月2日、国会で可決成立し地方制度調査会の答申を踏まえ地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るためのものです。この改正により、窓口関連業務の内、定型的なものについてこれまで民間委託することのできなかつた公権力の行使にわたるものを含め、地方独立行政法人に行わせることができるようになった。これによって、業務運営の効率化、住民サービスの向上などが期待できるとされている。

改正法には、情報提供、指導助言、立ち入り検査、監督命令などにより市町村が地方独立行政法人の業務運営に適切に関与することができる規定も盛り込まれている。こういったことが、これまで通り市町村の権限や責任の下に業務が行われるものと認識している。現在、国において、制度の詳細が検討されている。市としての方針を検討する段階ではないと考えている。

今後、制定される予定の政省令や他の都市の動向を見守りたいと考える。いずれにしても本市では、最少の経費で最大の効果をあげるという地方自治法の要請からも、これらの窓口業務

を含め、これまで市が直接行ってきた業務等について、行財政改革大綱の方針に沿い、積極的に民間委託等の導入を進めていく必要があると考えている。

今後とも持続的で安定的な財政運営を図っていくため、簡素、効率的な体制構築に向けさらに取り組みを進めていく。

## ■危機管理官

### （防災情報北九州の改善について）

台風や風水害などの災害時においては、避難情報をはじめとした各情報を迅速かつ的確に市民に提供することは、防災対策の基本であり大変重要と考えている。このため本市においては、テレビやラジオ、市のホームページ、緊急速報メール、自治会や市民防災会の連絡網など、様々な手段で情報を提供している。

ご指摘のホームページによる情報提供については、防災に特化したサイトで、防災情報北九州において災害情報、避難情報、気象情報をはじめとして河川水位や降水量など、市民にとって必要な最新の情報をまとめて提供している。

また気象庁や福岡県の河川防災情報等ともリンクしており、より詳しい情報も入手できるようになっているところだ。

一方、道路の寸断やがけ崩れなどの詳細の場所については、応急措置や被害調査で事案確定までに時間を要することなどから、市民生活に影響が大きい幹線道路の通行止めなどの情報を除いて、詳細な情報提供は難しいかと考えている。

ご指摘のスマートフォン対応を含め、他都市の取り組みなども参考としながら、市民にとって丁寧でわかりやすい情報提供をこころがけ、情報伝達の多重化、多様化、利便性の向上に今後とも努めていきたいと考えている。

### （避難所の配置について）

本市では災害時において、住民が迅速に避難ができる環境づくりが重要と考えており、公共施設だけでなく民間施設についても予定避難所の指定をしている。予定避難所は災害時に避難者が発生した場合、その受け入れについて理解と協力を得ることができる施設として、市長があらかじめ指定する施設のことだ。

その指定にあたっては、立地や構造、管理などに関する基準を設けているところだ。現在、市内の予定避難所は493施設あるが、市民センターや市立の小中学校など公共施設だけではなく、その内87施設は私立の高校や大学、社会福祉法人などの民間施設だ。

避難所の配置については、避難所の運営の主体となる各区役所が中心となって、毎年見直しを行うとともに、近くに避難所が欲しいなどの要望があれば個別に検討も行っているところだ。このような検討にあたっては、避難所として利用できる施設がない地域や、あったとしても民間をはじめとした市以外の者が所有管理しており、了解が得られないなど難しい場合も多い。

いずれにしても災害から市民を守るためには、避難所の適切な配置、これは大変重要な課題と考えており、今後とも努力していきたいと考えている。

## ■保健福祉局長

### （国保年金課窓口業務の民間委託について）

民間活力の導入については、区役所窓口業務についても簡素で効率的な組織、人員体制を構築していくために、可能なものから順次見直しを行うこととしている。

平成20年の1月には、内閣府から市町村の適切な管理のもと、民間事業者の取り扱いが可能な窓口業務の範囲というものが示されていて、この中に国民健康保険や国民年金の窓口業務の委託というのも入っている。

政令市では堺市、さいたま市、大阪市が民間委託の手法を導入しており、今後導入を検討している自治体もあると聞いている。このため本市においても、国保年金課の窓口業務において委託化の可能性を検証するために、本年10月から人材派遣を導入してモデル事業を実施したいと思っている。

この取り組みによって、業務の繁忙期に窓口従事者を増やすことにより、窓口での市民の待ち時間の短縮を図って市民サービスを向上させるとか、あるいは定型的な業務について民間委託などを導入して、職員には専門的な業務に注力させるという風なことで、それは時間外の削減にもつながるわけだが、そういったメリットも期待できると考えている。

なお業務委託などの導入後も保険料の納付相談とか、滞納処分などの窓口業務、こういったものは引き続き職員が対応することにしていて、市民からの相談により丁寧に対応できるほか、これらの相談を通じて職員の専門性も維持できると考えているところだ。

#### **(窓口民間委託は個人情報漏えいの恐れがある、について)**

個人情報の管理は重視すべき重要事項であるということは認識している。事業者に対しては従事者に対する個人情報保護の管理徹底を指示して、市として最大限の対策を講じていくべきと考えている。

本市で業務委託を行う際には、基本的に仕様書、契約書において事業者の責任として従事者に対して個人情報漏えい防止など、個人情報の保護に関し必要な事項の周知の徹底を求めるといった対策を講じている。

区役所の国保年金課の業務の見直しにおいても、個人情報の保護に十分留意していくこととしている。具体的には、従事者に対して在職時にとどまらず退職後の秘密保持、個人情報保護に関する宣誓書の提出、または派遣前および派遣期間中の定期的な個人情報保護に関する研修の履行、こういったことを義務付けることとしている。

また施設や、情報端末の監理等にたいして、業務従事エリアを限定して部外者の入室や私物等の持ち込みの禁止、それから個人端末カードによる利用可能システムの制限と、アクセス管理などといった対策を講じることで、個人情報の管理と守秘義務の維持は図れるものと考えている。

さらに派遣事業開始後は、受託事業者に対する日常的な管理を徹底することで、個人情報の管理については万全を期していきたいと考えている。

#### **(火葬業務の民間委託問題について)**

火葬業務については、行財政改革大綱の具体的な取り組みにおいて、市の定型的な業務としてまとまりがある業務の一つというふうに掲げられて、全面委託の方向という方針が示されたところだ。この方針を踏まえ他都市の状況を調査するなど具体的な実施方法を検討してきた。サービス水準やコストなどの視点から、問題なく実施できることは見込まれるというふうになって、平成30年4月、民間委託とするものだ。

火葬業務は、火葬炉の操作、収骨までの一連の作業により故人との最後のお別れを滞りなく進めるという重要な市民サービスの一つだ。従って、民間委託にあたっては火葬業務の実績や基本的なノウハウを有する業者を選定して、斎場業務員が蓄積してきた技術を推奨するなどして、市民サービスの維持向上につなげたいと考えている。

なお、個人情報の保護については、その重要性から受託契約書に明記し、適正な管理を求めていきたいと思っている。また賃金などの労働条件だが、火葬業務にあたる業者の責任において決定されるものだが、市としても関係法令の遵守を委託契約書に明記し、雇用主としての説明を求めていくこととしている。

本市としては火葬業務の民間委託をも火葬場の公益性や持続性を確保していく観点から、料金設定も含めて引き続き、火葬場の経営に取り組み、故人を送る環境の整備に努めていきたいと考えている。

## ■病院局長

### （市立病院の独法化について）

病院の独法化は、まず議会の関与の後退につながるのでは、という点。

市立病院は市民の命と健康を守る重要な拠点だ。とりわけ小児救急を含む救急、周産期、感染症といった政策医療については、市立病院の重要な役割であり経営形態に関わらず、今後も必要な医療を提供していく必要があると考えている。

議会の関与についてだが、まず計画段階において市立病院が担う医療等を具体的に明記する中期目標の策定、その中期目標の達成に向けて法人が策定する中期計画の認可について、議会の議決が必要となっていて、市立病院の運営の基礎となることをしっかりご審議いただくことになる。

また独法化後においては法人の業務実績や評価結果について、名度議会に報告することとなっており、これまでと同様、議会の意見をいただきながら、市立病院の運営をしていくこととなる。

さらに平成30年4月1日に施行される地方独立行政法人法の一部改正においては、病院事業について設立団体が主体となって法人業務実績等の評価を行うこと、また設立団体が法人に対して業務改善等を命じることができることなど、設立団体の権限が強化されている。ご指摘の予算、決算についても市立病院が担っている政策医療等の実施に必要となる一般会計からの財政措置については、これまでと同様議会で審議をいただくことになる。

いずれにしても独法化後も市立病院の役割、責任を果たしていけるよう、引き続き議会のご理解、ご協力をいただきながら進めたい。

### （独法化後の職員の労働条件について）

地方独立行政法人制度は柔軟で機動的な病院運営が可能となる仕組みであり、すでに独立行政法人化している他都市の状況を見ると、組織体制や病院運営の弾力化、法人固有の臨時給与制度の導入、職員採用の多様化、法人固有の契約方式の導入など様々な取り組みが行われている。

このうち人事給与制度については、法人固有の給与表の導入、各種手当の新設、専門資格の支援制度の創設、業績に応じた特別賞与の支給など職員の働きやすさやモチベーションの向上

に向けて法人の経営状況等に応じた取り組みが行われている。

独法化後の賃金や労働条件については、病院経営に関わる重要な課題だと認識している。国立病院機構や民間病院等の賃金・労働条件、優秀な人材の確保、職員のモチベーションの維持向上、病院の経営状況などを総合的に勘案しながら、判断する必要があると考えている。

このため現在、他都市の先進事例や民間病院の労働条件等を調査し独法化後の市立病院にふさわしい人事、給与制度のあり方について慎重に検討しているところだ。

いずれにしても独法化後の賃金、労働条件については現時点で具体的な内容を示すことはできないが、今後労働組合と誠意をもって協議を進めながら決定していきたいと考えている。

## <第2質問以下>

### ■市長

(先の長崎アピールで核兵器禁止条約批准を核国に求めることが確認された。この点について市長はどう考えているか)

短い時間の滞在だったが、そこでは書面で、広島市長、長崎市長から核兵器を廃絶するための活動をしているので、ぜひ署名を一緒にしてもらえないかという要請を受けていた。また市内の団体からも同趣旨のものを聞いていたが、先ほど言ったように政府も非常に呻吟したと思うが、G7、核保有国はまったく署名しないという条約の流れができて行ってしまったわけだ。そういう中であって、これまでも質問いただいたときに、一考は続けているという答えをしていたが、平和市長会議で長崎市長にあった時に、再三の要請というか直接、ぜひご一緒にこの非核平和の運動を一緒にやっていきませんかというご依頼を受けて、故人としての署名を行ったところだ。

長崎におけるいろんな平和市長会議の動きなり、いろんな方々の思いを承知はしているが、自分としてはとにかく核兵器のない平和な世界を作るということにみんなで一生懸命頑張ろうという趣旨でもあるし、特に北朝鮮の核開発の最近の状況は極めて憂慮すべき重大な事態が目前にあるわけだ。

そういう意味で、この非核平和都市宣言を行った自治体として、なしうる努力をそれぞれ行っていくことが趣旨だと、このように理解しているところだ。

### ■保健福祉局長

(国保窓口の民営化について。そもそも職員の増員が必要な部署だったはずだ)

行財政改革で大きな流れとして、民間できることは民間にやっていただくという流れがある中で、先ほども言った。国の方からはこういったことは民間にさせられるんだという事由が示されたわけだが、具体的に言うと、国民健康保険でいうと各種届出、申請書の受け付け、届け出者、申請者の確認、記載事項及び添付書類の確認とか、国民年金でいうと、届け出とか受付とかあるが、届け出書の報告送付に関する業務とか、最後にあるのは、その他事実上のまたは補助的業務とかいう書き方の項目がある。

これまで公務でやってきたことを、これからは効率的な行政を求めていくなかで、いろんなことで民間でやっていただけることはやっていただくと、そういう流れの中で国保年金の窓口業務を民間委託の方向に向かおうとしていることをご理解いただきたい。

## ■保健福祉局長

(窓口を民間委託すれば、繁忙期にも対応できるといったが、その理由は何か)

正規職員を専門性が必要な業務に従事させるということは、窓口業務を民間に任せるということだが、行政が窓口業務をやってきたが、そのコストよりも低い範囲内で民間事業者が窓口業務に空きが出ないようなローテーションを組んで業務対応ができるという風なことで、コストダウンができることにつながる。

## ■保健福祉局長

(市として窓口業務をどう認識しているか)

それはいうまでもなく、重要な相談事、手続きの要件を抱えた市民の方が、まず第一に訪れる場所ということで、市役所の入り口だと認識している。重要な仕事には変わらない。

## ■保健福祉局長

(火葬業務の民間委託は、正規職員の削減が目的か?)

市の職員がこれまで直接ずっとやってきた業務を、いろいろ分類して、どうしても職員がやらなければならない専門的なものは引き続き職員がやる、そうでないところは民間に任せると、国もそういう方針を示しているが、そういう基本的考え方がないとますます増大する市がやらなければならない仕事が増えてくる。これからますます増大する要求には応えられないのではないかというふうに思っている。

例えば地域包括支援センター、これは民間の力も借りて市が運営しているが、いろいろ地域の困難な事例があった時に、比較的簡単な事例は現場で解決できるということもあるが、虐待とかいろんな事案が絡んだ場合は、持ち帰って区役所の中の総括でみんなで協議すると、そういったところは正規職員が入って難しい判断処理をするという風なこともあるわけで、正規職員が必要な場というのは、ますます増えてきているという状況にもある。

## ■総務局長

(公権力を伴う市役所業務の民間委託はやるべきではない)

まず国の方は今回、公権力について含むものもできると、一部だが、あくまで定型的な事務と考えている。客観的、外形的に一定の手順で処理が可能なものであって、内容について裁量制のある判断の余地が小さいものというふうに国はいつている。

その上で、総務省が関係省庁と協議をして、省令でこういったものはできる、こういったものはできないと、いうことを示す言うふうについてきている。省令等がまだ示されていない現状なので、省令が出るのを待って対応したいと考えている。

## ■病院局長

(市立病院独法化について)

政策医療についてだが、一般会計の財政措置については、現在の市の公営企業法の下と同様の規定が置かれている。

北九州大との比較だが、同じ地方独立行政法人法の適用を受けているが、大学の規定とはだいぶ異なる。一例をいうと、大学では中期目標の期間が6年。病院事業については3年から5年という定めになっている。さらに病院事業については、中期目標を市が定めたいうえで実行計画があるが、中期計画についても事前に議会の議決を経て認可をするという形になっている。大学はそういう規定はない。

さらにいえば、この法律の一部改正があつて設立団体の権限といったものがさらに強化されて、しっかり評価していくということになるので、その評価のうえで適宜市議会にも報告しご意見を伺いながら運営に生かしていくことになる。

## ■病院局長

### (病院の独法化と赤字について)

27年度の決算が約5億7000万円、28年度が約3億4000万円の単年度収支の赤字ということで、今奮闘しているが、厳しい状況には変わりはない。独法化に向けてという話だが、中期計画を今後定めていくことになる。そのなかで、債務超過がどうなっていくかというところも当然、そこは見えていかなくてはならない。その上で最終的には総務省が認可をするという形になるので、しっかりと議論しながら進めていきたい。

## ■病院局長

### (独法化後も職員の賃金水準が維持される担保はあるのか)

当然国の状況、民間の状況、職員のモチベーション等、先ほど申し上げた通りだ。そういった点は総合的な勘案しながら今後慎重に決めていく問題だと。

当然、労働条件に関することなので、これはこれまでと同様だが組合と協議をしながら決めていきたい。

以上